

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、附属機関及び類似機関（以下「附属機関等」という。）の適正な設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、その透明性を高め、もって市民の市政への参画を推進し、及び市政に対する理解を深めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置された合議制の機関をいう。

2 この要綱において「類似機関」とは、各種団体の代表者等により市民の意見を本市の行政に反映させること等を主な目的として規則、規程、要綱等に基づき設置された機関をいう。

(附属機関の設置)

第3条 附属機関の設置に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 所掌事務は、弾力的に対応できるよう、適切な範囲のものとすること。
- (2) 設置目的に永続性のないものは、存続期間を定めること。
- (3) 公募委員を除く委員の数は、15人以内とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(附属機関の設置の事前協議)

第4条 附属機関を新たに設置しようとする場合は、附属機関等の設置に関する事前協議書（様式第1号）を総務局長に提出し、事前協議を行わなければならぬ。

(附属機関の廃止及び統合)

第5条 既に設置されている附属機関で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 社会経済情勢の変化により著しく必要性が低下したもの
- (2) 所期の目的を達成したもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの

(4) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの

(附属機関の委員の委嘱等)

第6条 附属機関の委員の委嘱に当たっては、設置目的に応じて、市民の幅広い層からの意見の反映及び公正性の確保を図るとともに、次の事項に留意するものとする。

(1) 委員への女性の登用については、高松市における審議会等委員への女性の登用推進要綱（平成8年4月1日施行）の定めるところによること。

(2) 市議会議員及び市職員は、委員に任命しないこと。

(3) 委嘱時において年齢75歳以上となる者は、第3項に規定する公募による場合を除き、委員に委嘱しないこと。

(4) 委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないこと。

(5) 既に他の附属機関等4機関以上の委員となっている者は、委員に委嘱しないこと。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しないことができる。

(1) 法令に定めがある場合

(2) 専門的な知識、経験等を有する者が他にいない場合

(3) 当該附属機関の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者である場合

(4) 前3号に定めるもののほか、その他特別の事情があると認められる場合

3 附属機関の委員は、公募委員を除く委員の数の2割を下らない人数を公募するものとする。ただし、公募することが適当でない特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

4 附属機関の委員の委嘱又は解嘱をしようとするときは、総務課長及び総務課行政係長の審査を受けなければならない。

(附属機関の運営及び会議)

第7条 附属機関の運営は効果的かつ効率的に行い、会議の開催は必要最小限

にとどめるものとする。

2 会議の透明性の確保に努めるため、附属機関の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該附属機関が非公開の決定を行うものとする。

(1) 高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

(2) 当該会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

3 会議の開催については、報道機関への資料提供その他適切な方法により広く周知に努めるものとする。

4 会議の公開、非公開にかかわらず、会議が終了した後、速やかに、当該会議の会議記録を作成し、会議終了後2週間以内に公表するものとする。

（類似機関の設置及び運営）

第8条 類似機関の設置及び運営に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(1) 類似機関の適切な運営を図るため、要綱等には、設置目的、所掌事務、設置期限並びに委員の数、選任区分及び任期を明らかにすること。

(2) 公募委員を除く委員の数は、15人以内とすること。ただし、幅広く各界の意見を求める必要があること、その他特別の事情があると認められる場合は、この限りでない。

(3) 類似機関の名称には、審議会、審査会、協議会等附属機関と類推されるような表現を用いないこと。

(4) 類似機関の所掌事務は、審議、審査等、附属機関と類推されるような表現を用いないこと。

(5) 会議の運営に当たっては、組織として意思決定するための手続をとるなどの附属機関と同等の運営は行わないこと。

（類似機関の設置の事前協議等）

第9条 第4条の規定は、類似機関の設置の事前協議について準用する。

2 第5条の規定は、類似機関の廃止及び統合について準用する。

3 第6条の規定は、類似機関の委員の委嘱等について準用する。

4 第7条の規定は、類似機関の運営及び会議について準用する。

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

2 第5条及び第8条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に行う最初の附属機関の委員又は懇談会・協議会等の構成員の委嘱から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第3項の規定は、平成13年7月1日以後に行う委員の委嘱から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定（同条第2項及び第3項を次のように改める部分（同条第3項に係る部分に限る。）に限る。）及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

2 改正後の第5条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定は、平成24年4月1日以後に行う委員の委嘱について適用する。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

附 則

1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

2 改正後の第4条（第9条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、平成28年12月1日以後に設置される附属機関等について適用する。